

公開シンポジウム
「対人援助の新展開：理論・方法・制度の視点から」
 (2016年度立命館大学人間科学研究所年次総会)

第2部 ポスターセッション 演題一覧

2016/12/3 (土) 12:15-13:45
 立命館大学大阪いばらきキャンパス

No.	著者	演題	発表区分
1	高橋伸子 (立命館大学人間科学研究所) 石川真理子 (//) 坂口佳江 (//)	認知症高齢者の自尊感情を維持する要因	学会発表済
2	土田宣明 (立命館大学総合心理学部) 河上美樹 (立命館大学応用人間科学研究科)	運動を抑える手続きの効果一年代差の比較	学会発表済
3	早川岳人 (立命館大学衣笠総合研究機構) 各務竹康 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 蛭田悠平 (協会けんぽ福島支部) 熊谷智広 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 辻雅善 (福岡大学医学部衛生公衆衛生学講座) 日高友郎 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座) 畑淳子 (協会けんぽ福島支部) 福島哲仁 (福島県立医科大学衛生学予防医学講座)	震災前後の医療費の変化 (協会けんぽ福島支部データから)	学会発表済
4	金森京子 (立命館大学社会学研究科/京都光華女子大学健康科学部) 高橋里亥 (聖泉大学別科助産専攻) 出原弥和 (愛知医科大学看護学部) 岩谷久美子 (金沢医科大学看護学部)	開業助産師が語る周産期における連携因子	★原著
5	由井秀樹 (立命館大学衣笠総合研究機構)	戦後日本の男性と生殖能力に関する 歴史的研究	★原著
6	金成恩 (立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)	ひとり親家庭のための養育費履行確保 ～比較法考察～	★原著
7	藤本学 (立命館大学教育開発推進機構)	ホームレスのソーシャルスキルにおける フォーラムシアターのリメディアル効果	学会発表済
8	竹内謙彰 (立命館大学産業社会学部) 荒木穂積 (立命館大学応用人間科学研究科) 平松祐佳 (//) 生田祥子 (//) 岡田紗弥香 (//) 武居樹 (//) 合川茉莉花 (//) 石田育子 (//) 小山田真理子 (//) 石原顕子 (//) 松元佑 (立命館大学社会学研究科) 富井奈菜実 (//)	自閉症スペクトラム児の多様性と主体性を 尊重した療育プログラム開発	活動報告
9	中西真 (立命館大学人間科学研究所)	「非行・問題行動」の背景に対する 「スクールソーシャルワーク実践」の考察	★原著
10	山田裕一 (立命館大学生存学研究センター/発達協働センターよりみち)	支援という文脈が取り残してきたもの —発達障害当事者会Little bitの熊本地震の前後の取り組みを中心とした検討—	★原著
11	山崎優子 (立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構) 山田直子 (関西学院大学法学部) 指宿信 (成城大学法学部)	取調手法とカメラアングルの組み合わせが 事実認定に与える影響	学会発表済
12	山田早紀 (立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構)	刑事司法における支援者支援を考える： 再審請求を検討する事案を題材に	★原著
13	村本邦子 (立命館大学大学院応用人間科学研究科) 中村正 (//)	「物語」を手掛かりにした東日本大震災後コ ミュニティ支援の実践—臨地の対人援助学 がみいだす地域のレジリエンス—	学会発表済

認知症高齢者の自尊感情を維持する要因

Factors Related to Self-esteem Maintenance of an Older Adult with Dementia

高橋伸子¹⁾・石川眞理子¹⁾・坂口佳江¹⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾)

TAKAHASHI, Nobuko¹⁾ / ISHIKAWA, Mariko¹⁾ / SAKAGUCHI, Yoshie¹⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 自尊感情, 認知症, 高齢者

本調査は、認知症と診断された男性 1 名を対象に実施した事例報告である。対象となったのは、立命館大学で実施された「音読・計算活動」に参加した高齢者である。認知機能が低下する中において、自尊感情の維持が推察されたので、その要因は何かを検討した。対象者は、64 歳の男性、201X 年 6 月近隣病院からの紹介を受け、立命館大学衣笠キャンパス内で実施している「音読・計算活動」へ参加した。3 年 2 か月の期間、計 103 回、立命館大学の「音読・計算活動」に参加したことになる。その過程の中で、収集された認知機能検査の結果と業務日誌に記載された行動記録等を基に分析を行った。分析の結果、認知機能が低下する中で、実行可能な課題設定の重要性が指摘された。さらに、課題を媒介としたコミュニケーション環境を継続的に整えることで、認知症高齢者の社会的関わりを確保し、自尊感情の維持につながるのではないかと推察された。なお、本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

※本報告は、2016 年 9 月の日本老年行動科学会第 19 回大会での報告に微細な修正を加えたものである。

運動を抑える手続きの効果 一年代差の比較—

Effects of Aging on Procedures of Motor Inhibition

土田宣明¹⁾・河上実樹²⁾

(立命館大学総合心理学部¹⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科²⁾)

TSUCHIDA, Noriaki¹⁾ / KAWAKAMI, Miki²⁾

(College of Comprehensive Psychology, Ritsumeikan University¹⁾ /

Graduate School of Science for Human Services, Ritsumeikan University²⁾)

キーワード: 運動抑制, 加齢効果, 抑制機能, 高齢者

本研究の目的は、指示されない運動反応を抑えるための手続きの効果を確認し、そこに年代差がみられるかどうかを検討することにあつた。実験1と実験2において、それぞれ若年成人40名、高齢者38名を対象とした。実験方法としては、刺激—反応適合性課題(stimulus-response compatibility task)を用いた。実験の結果、(1)視覚刺激に誘導される運動は、反対側(誘導されない側)への試行を繰り返すことで、徐々に抑制できるようになった。この効果には年代差がみられなかった。(2)場所弁別課題に加え、色弁別課題を負荷することで、視覚刺激に誘導される、衝動的な運動を抑えることができた。ただし、この効果は若年成人に限定されたものとなった。この結果から、運動を抑える手続きの効果には、加齢の影響を受けやすいものと、そうでないものが存在することが推察された。この年代差の要因として、視覚経路(visual pathway)と前頭前野との関わりが検討された。なお、本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

※本報告は、2016年5月の日本発達心理学会第27回大会での報告に微細な修正を加えたものである。

震災前後の医療費の変化（協会けんぽ福島支部データから）

Change in Medical Expenditure after Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant Accident in Fukushima Prefecture

早川岳人¹⁾・各務竹康²⁾・蛭田悠平³⁾・熊谷智広²⁾・

辻雅善⁴⁾・日高友郎²⁾・畑淳子³⁾・福島哲仁²⁾

（立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾・福島県立医科大学衛生学予防医学講座²⁾・

協会けんぽ福島支部³⁾・福岡大学医学部衛生公衆衛生学講座⁴⁾）

HAYAKAWA, Takehito¹⁾ / KAKAMU, Takeyasu²⁾ / HIRUTA, Yuhei³⁾ /

KUMAGAYA, Tomohiro²⁾ / TSUJI, Masayoshi⁴⁾ / HIDAKA, Tomoo²⁾ /

HATA, Jyunko³⁾ / FUKUSHIMA, Tetsuhito²⁾

(Social Studies of Health and Community, Ritsumeikan University¹⁾ / Department of
Hygiene & Preventive Medicine, Fukushima Medical University²⁾ / Fukushima Branch
Office, Japan Health Insurance Association³⁾ / Department of Preventive Medicine &
Public Health, Faculty Medicine, Fukuoka University⁴⁾)

キーワード：東日本大震災，医療費，健康被害

【目的】平成 23 年 3 月の東日本大震災において，福島県を始めとした東北地方の住民の生活環境は変化した。大震災による住民への健康被害について，震災前後で医療費を比較して大震災の影響を検討した。

【方法】協会けんぽ加入者を対象に，平成 22 年度と平成 24 年度のそれぞれ一年間の 1 人あたりの医療費を県下 7 医療圏ごとに計算した。平成 24 年度の福島支部全体を標準人口として年齢調整を行った。福島支部全体の医療費を 1 とした場合の各地域の 1 人あたりの医療費を指数で表した。データは協会けんぽ内で匿名化，分析を行った。協会けんぽと福島医大とデータ分析に関する覚書を交わし，研究に関して福島医大の倫理委員会に承認を得ている。

【結果】男女別にみても，全医療費，入院費，入院外のどの医療費においても，震災後で相双地域，いわき地域で高くなっていた。

【考察】震災直後の津波や原発等の直接の被害を受けた相双地域，いわき地域において，震災後の医療費が上昇していた。これは，被災地住民の健康被害が大きいことが考えられる。

※本報告は，2014 年 10 月の日本公衆衛生学会総会での報告に微細な修正を加えたものである。

開業助産師へのナラティブアプローチによる周産期連携の検討

Study of Perinatal Cooperation by Narrative Approach to Independent Midwives

金森京子¹⁾・高橋里亥²⁾・出原弥和³⁾・岩谷久美子⁴⁾

(立命館大学社会学研究科¹⁾・滋賀県助産師会²⁾・

愛知医科大学看護学部³⁾・金沢医科大学看護学部⁴⁾)

KANAMORI, Kyoko¹⁾ / TAKAHASHI, Sato²⁾ / IZUHARA, Miwa³⁾ / IWATANI, Kumiko⁴⁾

(Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University¹⁾ /

Shiga Prefecture Midwifery Association²⁾ /

Aichi Medical University School of Nursing³⁾ /

Kanazawa Medical University School of Nursing⁴⁾)

キーワード: 連携, 開業助産師, 医療法第19条, 嘱託医療機関, 産科オープンシステム
Cooperation, Independent midwife, Article 19 Medical Care Act, Commission
medical institution, Obstetrics open system

【目的】開業助産師と医療機関の連携に関連する因子を明らかにする。【方法】質的帰納的研究。調査は2016年3月。対象は開業助産師3名。データ収集はグループインタビュー法を活用し、半構造的聞き取り調査により行った。分析は内容分析とし各コードをカテゴリー化した。本研究は聖泉大学研究倫理審査委員会の承認を得て(承認番号第9号)実施され、対象の研究参加については書面をもって同意を得た。【結果】研究参加者は、全員産科オープンシステムを利用する無床助産所経営者であった。周産期における連携に影響を及ぼす関連因子には、①医療機関との関係づくり、②妊産婦の助産所・自宅で出産する強い意思と行動、③開業助産師の責任範囲の自覚、④分娩件数に応じた賠償保険制度、⑤搬送にかかる距離・時間、⑥団体や行政の働きかけ…などがあった。【考察】関連因子を考慮した助産所と医療機関とのシステムの構築は、出産の分散化に重要な役割を果たす可能性が示唆される。

※本研究はH27-29年度科学研究費助成研究 基盤C 課題番号:15K11735 の一部である。

戦後日本の男性と生殖能力に関する歴史的研究

A Historical Study about the Male and the Fertility Capacity in Post War Japan

由井秀樹¹⁾

(立命館大学衣笠総合研究機構¹⁾)

YUI, Hideki¹⁾

(Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 男性, 生殖不能, 性交不能

男性と生殖能力の関係性が社会的にどのように意味づけられてきたかという問題は、国内外問わずほとんど研究されてこなかった。数少ない先行研究では、不妊原因が自身にあると知った男性は男性性の喪失を語ることで、生殖不能と性交不能（インポテンツ）が混在して認識されていること、男性不妊に光があたらないために男性に不妊原因があっても不妊が女性の問題として構成されること、などが指摘されている。本研究は戦後日本において、男性と生殖能力がどのように語られてきたかという歴史の検討を通し、上記の認識の妥当性を検討する。

研究方法として、『読売新聞』のデータベース「ヨミダス歴史館」を活用し、1949年～2015年までの身の上相談「人生案内欄」に掲載された相談のうち、男性の生殖能力が問題化されている事例を分析した。

結果、①生殖不能が男性性の喪失と結び付けられる語りは2000年代から出現しはじめたこと、②性交不能により子ができない悩みは時代を問わず語られていたこと、③1950年代には②の場合、回答者の語りでは子ができないことよりも性交ができないことが重視されていたこと、④時代を問わず、子ができないことについて原因が男性にあったとしても周囲からは女性が責められることが語られる一方、男性のせいでは妊娠できないことの恨みが女性から語られていたこと、などが明らかになった。上記の点は、男性性と生殖能力をめぐる認識枠組みの複層性、文脈依存性を示唆している。

ひとり親家庭のための養育費履行確保 ～比較法的考察～

Child Maintenance Systems for Single-Parent Families: A Comparative Study

金成恩¹⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾)

KIM, Sungeun¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 子どもの貧困, 養育費不払い, 養育費履行管理院, 強制執行, 立替払

ひとり親家庭の貧困率が54.4%を占める背景には、母子家庭の就労環境の厳しさとともに、離婚した親からの養育費が得られていないことがある。厚生労働省「平成 23 年度全国母子世帯等調査結果報告」によると、離婚後、約 8 割は父親から養育費をもらっていない。このような状況の発端は、離婚の際の養育費の取決めは離婚成立要件ではなく、また養育費の取決めがなされた場合であっても、その履行確保のための適切な法的手段が欠けているからである。

本報告は、韓国の養育費履行確保のための司法制度及び行政政策を紹介するとともに、日本への示唆を抽出することを目的とする。日本の法制との比較のため、2016年2月と9月に、①ソウル家庭裁判所、②養育費履行管理院を訪問し、①の裁判官及び調停人、②の院長及び職人にヒアリングを行った。韓国では、a.未成年の子の養育者、養育費の分担、面会交流について合意した協議書を提出しなければ、協議離婚ができない、b.aの協議書の作成するために協議離婚の申請から3か月の熟慮期間を設け、家庭法院で相談員による義務面談や当事者に離婚ガイダンスを行い、専門家の相談を受けるよう勧告できるという当事者の自主的な合意形成を促す、c.養育費履行の実効性を高めるため、養育費負担調書作成を義務化し、この調書に基づいて裁判官が債務者の給料から定期的に差し引くという養育費直接支払命令や担保提供命令をすることもできる、d.cのような制度を設けても、養育費支払義務を履行しないケースが多かったため、政府は「養育費履行管理院」を設置して国が親に代わって養育費を立て替えて支払う、仕組みを設けている。

協議離婚が約9割を占める日本と比較したとき、離婚後のひとり親家庭の子どもの生活を保障するために、養育に関する取決めを離婚成立要件としたこと、国が義務者にかわって子どもを監護する者に養育費を支払い、国が義務者から回収する制度を導入したこと、当事者が真摯に合意紛争解決に向かえるよう、裁判所主導のもとで様々な専門機関などが協働しあい当事者を支援することなど、示唆に富むと考えられる。

ホームレスのソーシャルスキルにおける フォーラムシアターのリメディアル効果

Remedial Effect of Forum Theater on Homeless People's Social Skills

藤本 学¹⁾

(立命館大学教育開発推進機構¹⁾)

FUJIMOTO, Manabu¹⁾

(Institute for Teaching and Learning, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 不定就労者, フォーラムシアター, ソーシャルスキルトレーニング, 個人特性

目的 不定就労者のソーシャルスキルを改善するために実施してきたフォーラムシアター

(FT) の効果性について検証する。トレーニングの効果が参加者によって異なるという現場の報告を踏まえて、参加者を個人特性に基づき分類し、それらの間の差を検証する。

方法 ホームレス 31 名を対象にした。自閉症スペクトラムを事前(入所時)に、コミュニケーションスキル, ソーシャルスキル, 自尊感情, ストレスを事前と事後(トレーニング1週間後)に調査した。本研究は「立命館大学における人を対象とする研究倫理指針」に従い適正に実施された。

結果 自閉症傾向と理不尽受容スキルを独立変数, 各指標の変化量を従属変数とする 2 要因分散分析を行った結果, 自閉性の主効果が自己統制, 表現力, 他者受容, 関係調整で, 理不尽受容の主効果が社交性で, 交互作用が不正受容で有意であった。

考察 FT によるスキルトレーニングは, 乏しいスキルを標準的な水準に近づけるリメディアル効果を持つことが明らかになった。

※本報告は, 2016 年 9 月にパーソナリティ心理学会で発表した内容に微細な修正を加えたものである。

自閉症スペクトラム児の多様性と主体性を尊重した療育プログラム開発

The Program Development for Children with Autism Spectrum Disorder:
Respecting their diversity and independence

竹内謙彰¹⁾・荒木穂積²⁾・平松祐佳²⁾・生田祥子²⁾・岡田紗弥香²⁾・武居樹²⁾・合川茉莉花²⁾・
石田育子²⁾・小山田真理子²⁾・石原颯子²⁾・松元佑³⁾・富井奈菜実³⁾
(立命館大学産業社会学部¹⁾・立命館大学大学院応用人間科学研究科²⁾・
立命館大学大学院社会学研究科³⁾)

TAKEUCHI, Yoshiaki¹⁾ / ARAKI, Hozumi²⁾ / HIRAMATSU, Yuka²⁾ / IKUTA, Shoko²⁾ /
OKADA, Sayaka²⁾ / TAKEI, Itsuki²⁾ / AIKAWA, Marika²⁾ / ISHIDA, Ikuko²⁾ /
OYAMADA, Mariko²⁾ / ISHIHARA, Akiko²⁾ / MATSUMOTO, Yuu³⁾ / TOMII, Nanami³⁾
(College of Social Sciences, Ritsumeikan University¹⁾/Graduate School of Science for
Human Services, Ritsumeikan University²⁾/Graduate School of Sociology, Ritsumeikan
University³⁾)

キーワード: 療育プログラム, 遊び, 多様性, 主体性, 発達支援

私たちのプロジェクトは、幼児、小学校低学年、小学校高学年、中学生・高校生の各グループに焦点をあてた自閉症スペクトラム児の療育プログラム開発に取り組んできた。プログラム開発に当たっては、個と集団の両方に視点をおいてきた。幼児グループではごっこ遊びを採り入れた集団づくりの工夫、小学校低学年グループでは、個の遊びの充実と集団あそびの工夫、小学校高学年グループではイメージの共有による仲間関係を高める活動の工夫、中学生・高校生グループでは子どもたちの提案を活かした見通しのある創作活動の工夫に取り組んできた。また、中学生・高校生グループでは街に出での活動として、リクレーション活動とソーシャル・スキル活動の統合をめざした活動に3年前から取り組み始めた。ここでは、遊びを主軸にしつつ多様性と主体性を尊重した社会性習得活動としての発達支援について、最近1~2年のプログラム開発上の内容と工夫を中心に報告する。なお、この研究プロジェクトは参加児の保護者の同意を得て進められている。

「非行・問題行動」の背景に対する 「スクールソーシャルワーク実践」の考察

Study on School Social Work against Juvenile Delinquents and Problem Behavior

中西真¹⁾

(立命館大学衣笠研究機構人間科学研究所)

NAKANISHI, Shin¹⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: スクールソーシャルワーク, ケース会議, 非行, 問題行動

本報告の目的は「暴力や問題行動」に対するスクールソーシャルワーク（以下、SSW と表記する）実践、とくにケース会議の展開と課題を示すことである。SSW 実践、ケース会議の過程では、子どもの行動だけでなく、考えや背景（社会的なものも含む）にも注目することが特徴である。

研究方法は、主に 1980 年代から現在までの SSW に関する文献、インタビューデータ（対象者に承諾済み）等の資料を用い、個人と社会・制度との相互作用、関係性、歴史性を含めた視点から、とくに「SSW」「ケース会議」「非行」等の用語に着目して意味内容ごとに分類した。その結果、SSW、「ケース会議」が学校臨床の分野で積み重ねられてきた概念だとわかった。また、教師やスクールソーシャルワーカーを含めたチームで事例を見立てて実践するための「ケース会議」が「非行や暴力」の事例にも対応が可能だと示した。

考察として、「非行」に対する実践でケース会議を有効に機能させるためには、①日本の特性に応じた SSW 実践を行い、②当事者の自己決定と専門家のコントロールというジレンマを解消し、③SSW 実践を学校側が安易に頼りすぎ、子どもの排除に使うという危惧への対応が必要だと提示した。

支援という文脈が取り残してきたもの

—熊本県発達障害当事者会 Little bit の熊本地震の前後の取り組みを中心とした検討—

What the Context of Support Has Left behind:

A Study Focusing on Efforts before and after the Little bit Kumamoto Earthquake

山田裕一¹⁾

(立命館大学生存学研究センター／発達協働センターよりみち¹⁾)

YAMADA, Yuichi¹⁾

(Research Center for Ars Vivendi, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード：ピアサポート，発達障害当事者会，発達障害，熊本地震，舞台構築支援

1. 本報告の目的：「支援」という文脈が取り残してきたもの／取り残さざるを得ないものがあったことを明らかにし、「支援」という営みが持つ限界とそのメカニズム，限界を超える／補完する可能性を提起したい。
2. 倫理的配慮：取り扱った事例については，本人の同意を得ることや，個人を特定できないように情報の加工を行っている。
3. 方法・結果・考察：発達障害当事者会 Little bit¹⁾等の当事者グループと支援機関等との取組の参与観察から考察していく。当事者会と支援機関等が関わることによって，支援が目指す目的に脳機能標準化政策機能²⁾が内包され，当事者の期待感と支援機関が想定する支援機能の差異，個々人の立場性やキャパシティ³⁾がもたらす問題が，意図的／無意図的に明示されず，無批判に受け入れられ，当事者の社会的排除が温存されることが具体的に明らかになった。それを越える可能性を秘めた観点を持つ「舞台構築支援」熊本地震前後の取組の紹介を行いたい。

¹⁾Little bit は多様な人々との関係性を持ち，自らの思いを発信することを目的として2011年7月設立。参考：山田裕一（2011）「発達障害当事者会の意義と連携—熊本県発達障害当事者会立ち上げ支援と今後の展望—」障害学会口頭発表

²⁾脳機能の多数派にとって，望ましい社会の一員になるための訓練的営み

取調べ手法とカメラアングルの組み合わせが事実認定に与える影響

Research on Bias due to Interrogation Techniques and Camera Angles during the Fact-finding Process

山崎優子¹⁾・山田直子²⁾・指宿信³⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾・関西学院大学法学部²⁾・成城大学法学部³⁾)

YAMASAKI, Yuko¹⁾・YAMADA, Naoko²⁾・IBUSUKI, Makoto³⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾ /

Faculty of Law, Kwansei Gakuin University²⁾ /

Faculty of Law, Seijo University³⁾)

キーワード: 取調べ手法, カメラパースペクティブバイアス, 裁判員, 供述の任意性判断

本研究の目的 先行研究によれば, 被疑者に対する取調べ手法及び取調べの録画映像のカメラアングルは, 事実認定者にバイアスを生じさせる可能性がある。本研究では, 取調べ手法(自白を追求するリード方式 vs. 情報を収集するピースモデル)と取調べ録画映像のカメラアングル(被告人フォーカス vs. 被告人・取調べ官フォーカス)が, 事実認定にどのように影響を及ぼすのかを確かめた。

方法 実験概要の説明後, 評議の様子をビデオ撮影すること, プライバシーは確実に保護されること, 途中離脱が可能であることを明記した同意書にサインした大学生および大学院生 48 人(平均 20.8 歳, $SD=1.2$ 歳)が実験に協力した。協力者は無作為に 8 グループ(6 人グループ×4 条件×2)に分けられ, 模擬裁判に参加した。模擬裁判では, 条件別に異なる取調べ録画映像(上記の 2 種類の取調べ手法と 2 種類のカメラアングルを組み合わせた計 4 種類の取調べ録画映像)を視聴し, 評議に参加した。

結果 (1)ピースモデルによる取調べの方が, 自白の任意性評価及び有罪と判断した割合ともに有意に高かった。(2)被告人フォーカスのカメラアングルの方が, 自白の任意性評価が有意に高かった。(3)取調べ録画映像のカメラアングルによってもたらされるバイアスは, 裁判官役が評議に加わっても是正されなかった。

考察 現在我が国で採用されている取調べ手法(リード型)及び取調べ録画映像のカメラアングル(被告人フォーカス)は変更することが望ましい。

※本報告は, 2016 年 10 月の法と心理学会第 17 回大会での口頭報告および the 10th East Asian Association of Psychology and Law conference でのポスター報告に微細な修正を加えたものである。

刑事司法における支援者支援を考える：

再審請求を検討する事案を題材に

Support for Supporters in Japanese Criminal System: A Practice on a Retrial Case

山田早紀¹⁾

(立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾)

YAMADA, Saki¹⁾

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: 再審請求, 支援者支援, 冤罪

再審請求のためには、捜査機関によって収集された証拠を精査し、新規にして明白な証拠を提出する必要がある。また 2016 年 5 月に成立した改正刑事訴訟法により、証拠開示が拡大し、裁判で取り扱われる証拠の量が増大することが予想（期待）されている。

再審請求における被告人の支援者としては、家族や知人、弁護団に参加する弁護士や学者等、さまざまな人々がかかわることがある。そうした多くの人たちがよりよい議論を行うためには、まず手持ちの膨大な証拠についてしっかりと吟味する必要があるだろう。

本研究で取り扱う再審請求を検討する事案は、1910（明治 43）年に発覚した「天皇に対する暗殺計画」に端を発する事件「大逆事件」であった。本件における再審請求の検討会議における証拠整理方法の開発について検討した。検討会議において判決文中に証拠として挙げられている供述と実際の供述調書の乖離を示す図表の作成手法を議論した。本手法により認定判決の矛盾を描出できる可能性が示された。

「物語」を手掛かりにした東日本大震災後コミュニティ支援の実践

-臨地の対人援助学がみいだす地域のレジリエンス-

Resilience and Community : To Support the Supporters in Community after 3.11 Catastrophe

村本邦子¹⁾・中村正¹⁾

(立命館大学大学院応用人間科学研究科¹⁾)

MURAMOTO, Kuniko¹⁾ / NAKAMURA, Tadashi¹⁾

(Graduate School of Science for Human Services, Ritsumeikan University¹⁾)

キーワード: ソーシャルキャピタル、レジリエンス、コミュニティ、復興ボランティア論
Social capitol, Resilience, community, recovery volunteer

2011年3月11日に起きた東日本大震災を受け、遠方から無理なく長期的に地域のレジリエンスに働きかける支援方法を検討した。家族漫画展をコミュニティに関与する媒体とし、現地の支援機関と連携して、対人援助プログラムを実施しながら、毎年東北4県を巡回し、十年というタイムスパンで、被災と復興の証人(witness)になるというプロジェクトを立ち上げた。5年を過ぎたところで、これらの実践を振り返って検証し、「物語」輻輳と想起の協働という観点から、大規模災害後のコミュニティ支援について考察する。

第一に、家族漫画がもたらす意味である。漫画展会場で語り出される物語、感想ノートのメッセージ、インタビューの分析によって、団士郎による家族漫画が人々の物語力を活性化し、絆の感覚(ソーシャルキャピタルとしての結束力)を強化していることが明らかになった。

第二に、地域の民話や伝承遊びをテーマにした家族向けプログラムの意味である。フィールド調査から、東北では、災害後、物語力がレジリエンスを支え、民話の伝承活動が活性化していることが明らかになった。本プログラムは、地域の家族をその流れに連ねようとするものである。

第三に、支援者支援として実践してきたプログラムである。多様な対人援助職者が集まり、地域の持つ力に焦点を当てながら事例検討を行うことで、ネットワークを強化し、困難を乗り越える力を持つ家族と地域という物語が語り出されていく。最後に、証人であることを使命とおいたところから、協働する地域の支援者や参加者らの被災と人生が語られるという効果を生んでいる。

※ 本報告は、2016年9月24-25日第7回対人援助学会(神奈川県立保健福祉大学)で共同発表
したものを基にし、人間科学研究所の研究課題に合うよう修正を加えたものである。